

第二十一号議案

江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号及び第二号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号から第三号までに規定する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（法第二十七条第三項第二号及び第二十八条第二項第一号に規定する額については、保育に係る額に限る。以下「利用者負担額」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 江戸川区保育認定子ども 法第二十条の規定による、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子ども及び法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定に係る小学校就学前子どものうち、特定教育・保育（保育に限る。以下同じ。）、「特別利用保育」、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用する子どもをいう。

二 区立保育所 江戸川区保育所条例（昭和三十六年四月江戸川区条例第二号）

第一条の規定により設置された保育所をいう。

三 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号。以下「府令」という。）第四条第一項に規定する一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）の区分をいう。

四 保育短時間 府令第四条第一項に規定する一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（利用者負担額の決定等）

第三条 利用者負担額は月額とし、別表第一に定める額とする。

2 区立保育所において、江戸川区保育認定子どもが、保育標準時間を超えて利用する保育（以下「延長保育」という。）の費用（以下「延長保育料」という。）は月額（月の初日において利用し、当該月の途中で利用しなくなった場合の当該月分についても一箇月分の月額）とし、別表第二に定める額とする。

3 江戸川区長（以下「区長」という。）は、利用者負担額及び延長保育料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、江戸川区保育認定子どもの保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）にその旨を通知しなければならない。

（利用者負担の減免等）

第四条 前条第一項の規定にかかわらず、江戸川区保育認定子どもの属する世帯が多子世帯である場合の利用者負担額は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

2 区長は、前条及び前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、保護者等の申請に基づき、その利用者負担を減額し、免除し、又は階層区分を変更することができる。

（保育所における費用の徴収）

第五条 区長は、保育所において特定教育・保育又は特別利用保育を利用する保護者等から、第三条第一項に規定する利用者負担額を徴収する。

2 区長は、区立保育所において特定教育・保育又は特別利用保育を利用する江戸川区保育認定子どもについて延長保育を行う場合は、保護者等から前項の費用のほか、第三条第二項に規定する延長保育料を徴収する。

（保育所における利用者負担の納付）

第六条 保護者等は、指定された納期限までに利用者負担を納付しなければならない。

（保育所における利用者負担の督促）

第七条 区長は、保育所における保護者等が、利用者負担を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

（利用者負担の滞納処分）

第八条 区長は、保護者等が指定された納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条第八項及び第九項の規定により、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（江戸川区保育所の保育の実施に関する条例の廃止）

2 江戸川区保育所の保育の実施に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十一号）は、廃止する。ただし、この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の江戸川区保育所の保育の実施に関する条例（以下「廃止条例」という。）の規定に基づく費用を徴収される者については、廃止条例第三条から第八条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（保育所における所得税非課税世帯の経過措置）

3 保育所に平成二十七年三月三十一日において在籍し、同年四月一日以後も引き続き在籍している江戸川区保育認定子どもの保護者等のうち、別表第一及び

別表第二のD階層に該当する世帯（平成二十六年分の所得税が非課税の世帯に限る。）の利用者負担は、平成二十七年四月から八月までの月分の利用者負担に限り、平成二十六年度の区市町村民税の所得割課税額が五千円未満の世帯にあつてはD¹階層とみなし、同階層の利用者負担を適用し、同年度の区市町村民税の所得割課税額が五千円以上の世帯にあつてはD²階層とみなし、同階層の利用者負担を適用する。

第21号議案

別表第1（第3条関係）

世帯の階層区分		年齢区分による利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付世帯	0円	0円	0円	
B	A階層を除き、区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
C	A階層及びB階層を除き、区市町村民税課税世帯	均等割のみの課税世帯	1,900円	1,300円	1,300円
D ₁		所得割課税額が1,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円
D ₂		所得割課税額が1,000円以上3,300円未満である世帯	3,100円	2,700円	2,600円
D ₃		所得割課税額が3,300円以上7,000円未満である世帯	6,800円	5,600円	5,600円
D ₄		所得割課税額が7,000円以上11,600円未満である世帯	8,400円	7,400円	7,300円
D ₅		所得割課税額が11,600円以上19,500円未満である世帯	9,500円	9,400円	9,300円
D ₆		所得割課税額が19,500円以上37,500円未満である世帯	15,600円	11,000円	10,900円
D ₇		所得割課税額が37,500円以上55,500円未満である世帯	19,400円	12,900円	12,800円
D ₈		所得割課税額が55,500円以上73,500円未満である世帯	21,800円	14,500円	14,400円
D ₉		所得割課税額が73,500円以上91,500円未満である世帯	24,000円	16,000円	15,900円
D ₁₀		所得割課税額が91,500円以上109,500円未満である世帯	25,900円	17,200円	17,100円
D ₁₁		所得割課税額が109,500円以上123,600円未満である世帯	27,900円	18,500円	18,300円
D ₁₂		所得割課税額が123,600円以上135,000円未満である世帯	29,700円	19,800円	18,300円
D ₁₃		所得割課税額が135,000円以上148,200円未満である世帯	31,500円	21,000円	18,300円
D ₁₄		所得割課税額が148,200円以上161,500円未満である世帯	33,000円	21,900円	18,300円
D ₁₅		所得割課税額が161,500円以上176,400円未満である世帯	34,700円	22,900円	18,300円
D ₁₆		所得割課税額が176,400円以上191,400円未満である世帯	36,300円	22,900円	18,300円
D ₁₇		所得割課税額が191,400円以上203,300円未満である世帯	37,800円	22,900円	18,300円
D ₁₈		所得割課税額が203,300円以上211,200円未満である世帯	39,100円	22,900円	18,300円
D ₁₉		所得割課税額が211,200円以上219,400円未満である世帯	40,700円	22,900円	18,300円
D ₂₀		所得割課税額が219,400円以上261,100円未満である世帯	44,100円	22,900円	18,300円
D ₂₁		所得割課税額が261,100円以上304,300円未満である世帯	49,700円	22,900円	18,300円
D ₂₂		所得割課税額が304,300円以上347,800円未満である世帯	54,600円	22,900円	18,300円
D ₂₃	所得割課税額が347,800円以上である世帯	58,500円	22,900円	18,300円	

備考

- 一 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。
- 二 保育標準時間又は保育短時間の区分にかかわらず、この表の利用者負担額を適用する。
- 三 四月から八月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に、九月から翌年三月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 四 この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。

第21号議案

別表第2（第3条関係）

世帯の階層区分		年齢区分による延長保育料（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0円	0円	0円	
B	A階層を除き、区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
C	A階層及びB階層を除き、区市町村民税課税世帯	均等割のみの課税世帯	700円	700円	700円
D ₁	所得割課税額が1,000円未満である世帯	700円	700円	700円	
D ₂	所得割課税額が1,000円以上3,300円未満である世帯	700円	700円	700円	
D ₃	所得割課税額が3,300円以上7,000円未満である世帯	900円	900円	900円	
D ₄	所得割課税額が7,000円以上11,600円未満である世帯	900円	900円	900円	
D ₅	所得割課税額が11,600円以上19,500円未満である世帯	900円	900円	900円	
D ₆	所得割課税額が19,500円以上37,500円未満である世帯	1,500円	1,400円	1,400円	
D ₇	所得割課税額が37,500円以上55,500円未満である世帯	1,900円	1,400円	1,400円	
D ₈	所得割課税額が55,500円以上73,500円未満である世帯	2,100円	1,400円	1,400円	
D ₉	所得割課税額が73,500円以上91,500円未満である世帯	2,300円	1,500円	1,500円	
D ₁₀	所得割課税額が91,500円以上109,500円未満である世帯	2,500円	1,700円	1,600円	
D ₁₁	所得割課税額が109,500円以上123,600円未満である世帯	2,700円	1,800円	1,800円	
D ₁₂	所得割課税額が123,600円以上135,000円未満である世帯	2,900円	1,900円	1,800円	
D ₁₃	所得割課税額が135,000円以上148,200円未満である世帯	3,100円	2,000円	1,800円	
D ₁₄	所得割課税額が148,200円以上161,500円未満である世帯	3,200円	2,100円	1,800円	
D ₁₅	所得割課税額が161,500円以上176,400円未満である世帯	3,400円	2,200円	1,800円	
D ₁₆	所得割課税額が176,400円以上191,400円未満である世帯	3,500円	2,200円	1,800円	
D ₁₇	所得割課税額が191,400円以上203,300円未満である世帯	3,700円	2,200円	1,800円	
D ₁₈	所得割課税額が203,300円以上211,200円未満である世帯	3,800円	2,200円	1,800円	
D ₁₉	所得割課税額が211,200円以上219,400円未満である世帯	4,000円	2,200円	1,800円	
D ₂₀	所得割課税額が219,400円以上261,100円未満である世帯	4,300円	2,200円	1,800円	
D ₂₁	所得割課税額が261,100円以上304,300円未満である世帯	4,800円	2,200円	1,800円	
D ₂₂	所得割課税額が304,300円以上347,800円未満である世帯	5,300円	2,200円	1,800円	
D ₂₃	所得割課税額が347,800円以上である世帯	5,700円	2,200円	1,800円	

備考

- 一 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。
- 二 四月から八月までの月分の延長保育料にあつては前年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に、九月から翌年三月までの月分の延長保育料にあつては当該年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 三 この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。

(説明)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の制定に伴い、認可保育所等を利用する場合の利用者負担額等を定める必要があるため、本案を提出いたします。